○三条市中心市街地空き家改修事業等補助金交付要綱

平成27年３月31日告示第231号

改正 平成30年４月１日告示第72号

改正 平成31年４月１日告示第139号

改正 令和３年４月１日告示第76号

改正 令和３年10月１日告示第379号

改正 令和４年５月２日告示第198号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の中心市街地の活性化及び街並み景観の保全を図るため、予算の範囲内において三条市中心市街地空き家改修事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　中心市街地にぎわい創出エリア　別図で定める地域をいう。

(2)　空き家等　中心市街地にぎわい創出エリアに所在する家屋、店舗、倉庫その他の建築物であって、現に利用又は居住していないものをいう。

(3)　歴史的建造物　空き家等のうち、おおむね昭和20年以前に建築された建築物であって、第７条第２項の規定により市長が適当と認めるものをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の名称及び内容は次のとおりとする。

(1)　新規出店事業　空き家等を改修し、又は賃借し、新たに出店しようとする事業であって次に掲げる要件を全て満たすもの

　ア　中心市街地の活性化に寄与すると市長が認めること。

　イ　新たに出店しようとする店舗において３年以上営業を継続する見込み

があると市長が認めること。

(2) 交流拠点施設等開設事業　空き家等を改修し、新たに次に掲げる施設を開設しようとする事業（改修する部分の面積が200㎡未満であって、その面積が空き家等の延床面積の２分の１以内のものに限る。）であって中心市街地の活性化に寄与すると市長が認めるもの

　ア　地域住民の交流を目的とした拠点施設

　イ　来訪者への情報発信を目的とした観光案内施設

　ウ　地場産業や伝統技術を活かした創作活動施設

　エ　地域の文化を伝える情報発信施設

　オ　その他中心市街地の活性化に寄与すると市長が認める施設

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により助成を受けた、又は受ける場合は、補助対象事業としないものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)　新規出店事業　個人又は法人であって次のいずれにも該当しないもの及び商店街振興組合その他の団体であって市長が適当と認めるもの

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行おうとする者

イ　一の建物であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第２条第１項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートルを超える小売店舗で営業を行う者

ウ　中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第４条第５項に定める連鎖化事業を行う者

エ　中心市街地にぎわい創出エリアの店舗から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗等とした者

オ　納付期限の到来した市税等を完納していない者

カ　市長が不適当と認める種類の営業を行っている者

(2)　交流拠点施設等開設事業　空き家等を所有する個人若しくは営利を目的としない団体（以下「非営利団体」という。）又は空き家等の所有者と当該空き家等に関する賃貸借契約を締結する非営利団体であって納付期限の到来した市税等を完納しているもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

２　補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、別表に掲げる補助限度額を上限額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、中心市街地空き家改修事業等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請書に添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1)　事業の対象となる空き家等(以下「対象建物」という。)の改修に係る見

積書

(2)　対象建物の賃貸借契約書の写し又は証明書

(3)　対象建物の付近の見取図及び建物平面図

(4)　納税証明書（市の公簿等によって確認できる場合を除く。）

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の補助金の交付の申請をするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（歴史的建造物の認定）

第７条　申請者は、対象建物について歴史的建造物の認定を受けようとするときは、前条第１項の申請書に、歴史的建造物認定申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 対象建物の付近の見取図及び建物平面図
2. 対象建物の外観等が分かる写真
3. その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があったときは、学識経験を有する者等から意見を聴いた上で、対象建物が歴史的な街並みを保全するために保存する価値があるか否かを審査し、適当と認めるときは、歴史的建造物認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（前金払）

第８条　規則第６条ただし書の規定により、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとする者は、中心市街地空き家改修事業等補助金前金払請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、中心市街地空き家改修事業等実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　完成写真

(2)　補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

(3)　その他市長が必要と認めるもの

２　前項の補助事業の実績報告をするときは、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を明らかにし、この額を減額して報告しなければならない。なお、実績報告時に当該仕入控除税額が確定していない場合にあっては、確定後、消費税の額の確定に伴う報告書（様式第６号）により速やかに市長に報告しなければならない。

（事業報告）

第10条　新規出店事業に関して補助金の交付を受けた者は、当該事業が完了した年から３年を経過する年までの各年の事業報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

２　前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（要綱の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

(1)三条市新規出店サポート事業補助金交付要綱(平成17年三条市告示第87号)

(2)三条市歴史的建造物活用事業補助金交付要綱(平成26年三条市告示第86号)

附　則（平成30年４月１日告示第72号）

　この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成31年４月１日告示第139号）

この要綱は、告示の日から施行する。

　附　則（令和３年４月１日告示第76号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　附　則（令和３年10月１日告示第379号）

この要綱は、令和３年10月１日から施行する。

　附　則（令和４年５月２日告示第198号）

この要綱は、令和４年５月２日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | | | 補助率 | 補助限度額 |
| 新規出店事業 | 工事請負費（設計、工事監理及び設備に要する費用を含み、用地の取得費、造成費及び建築手続費を除く。以下同じ。） | | |  |  |
|  | 賃借料の補助を受けない場合 | | 3分の2 | 1,300,000円  （2,600,000円） |
| 賃借料の補助を受ける場合 | | 2分の1 | 700,000円  （2,000,000円） |
| 賃借料（敷金及び礼金を除く。以下同じ。） | | | 2分の1 | 月額50,000円 |
| 交流拠点施設等開設事業 | 工事請負費 | | |  |  |
|  | | 賃借料の補助を受けない場合 | 3分の2 | 2,000,000円  　（3,000,000円） |
| 賃借料の補助を受ける場合 | 2分の1 | 1,400,000円  　　（2,400,000円） |
| 賃借料 | | | 2分の1 | 月額50,000円 |

備考

１　賃借料の補助対象とする期間は、１年を限度とする。

２　括弧内の補助限度額は、対象建物が歴史的建造物である事業に適用する。